

★上越地域の皆様方にご案内いたします★

平成27年7月吉日

- マイナンバー制度の対策って来年1月まででいいんでしょ。まだ早いでしょ。
- マイナンバーっていても、総務担当者だけの話じゃないの？
- ウチの会社は個人情報管理規程があるから大丈夫。



弁護士法人

新潟第一法律事務所

Niigata Daiichi Law Office

(新潟県弁護士会所属)

新潟市中央区新光町10-2-7階

【上越事務所】上越市木田2-1-1-6階

電話 025-280-1111

025-527-3331

上の□に1つでもあてはまる方は、今すぐ正しい知識を身につけましょう！

すぐ取りかかりましょう！マイナンバー対策

この10月までに企業としてマイナンバー体制の構築が必要となりますが、残り数ヶ月、対策は進んでいらっしゃるでしょうか？

本セミナーでは、情報管理法制に精通した弁護士と各種法定調書の作成を手がける社会保険労務士が、「具体的に何をすべきか」という点にこだわり、実務に直結した対策を解説いたします。

ご参加いただいた方には、マイナンバーに対応するための情報管理規定改訂案（セミナー内でも解説します。）もお渡しする予定ですので、この機会に是非ご参加ください。

参加ご希望の方は、本用紙に所定事項を記入の上、FAXにて8月21日（金）までにお申込み下さい（先着40名様限定）。なお、参加費は当日、会場にて申し受けます。 敬具

〈講師〉 ① 弁護士 大橋 良二 （弁護士法人新潟第一法律事務所所属）

② 社会保険労務士 内山 雅視 （同上）

〈日時〉 平成27年8月24日（月）午後2時～5時

〈会場〉 上越観光物産センター 2階会議室

上越市藤野新田 175-1 *駐車場あり

〈対象者〉 事業主様・総務・管理部門担当役職員の皆様

〈参加費〉 2,000円（税込）お二人目からは1,000円

FAX(025)280-1552【すぐ取りかかりましょう！マイナンバー対策セミナー申込用紙】

事業所名		参加者氏名		(役職名)
住所	(〒 -)			
質問事項				
電話		FAX		

♪ 今後のセミナーのご案内について ♪ [今後も案内を送ってよい ・ 今後の案内は不要]